

施設基準の規定によるウェブサイト掲載事項

・医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得する体制を整え診療を行っています。

・電子的診療情報連携体制整備加算（入院基本料等加算） 加算 2

当院では、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。また、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

・遠隔電子処方箋活用加算

当院では電子処方箋の発行を行っている医療機関となっております。

・コンタクトレンズ検査料 1

初診料及び再診料：

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 291 点を、2 回目以降の方は再診料 76 点を算定します。（当院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します。）

コンタクトレンズ検査料の区分点数：

コンタクトレンズ検査料 1 200 点

コンタクトレンズ診療を行っている医師

末岡 健太郎（眼科診療経験：15 年）

医科点数表第 2 章第 10 部 手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術に係る揭示

「院内揭示」参照

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項

- ・入院基本料に関する事項
- ・中国四国厚生局長への届出事項に関する事項
- ・明細書の発行状況に関する事項
- ・特別の療養環境の提供に係る基準および保険外負担に関する事項

※「院内揭示」参照